

四街道市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

四街道市中小企業資金融資条例（昭和48年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第31項」を「第2条第32項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。